

# 倫理法・倫理規程セルフチェックシート

## (新採用・一般職員用② 解答・解説)

答合わせの際は、それぞれの解説もお読みください。

解説の中で、「法」とは国家公務員倫理法を、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

番号	正解	解 説
1	×	許認可等の事務に携わる職員にとって、当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等は、その事業を行っている間は許認可等を与えた後であってもずっと利害関係者に該当することとなりますが、その他の場合については、許認可等の申請をしようとしている時から許認可等を受けるまでの間が利害関係者に該当します。(規程第2条第1項第1号)
2	○	契約の事務に携わっている職員にとって、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約を締結している事業者等</li> <li>・契約の申込みをしている事業者等</li> <li>・契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等</li> </ul> が利害関係者となります。本問のような入札の説明を聞きに来ている事業者等は、「契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等」に該当し、利害関係者となります。(規程第2条第1項第7号)
3	○	利害関係者と共に旅行をすることは、自己の費用を負担する場合であっても禁止されています。ただし、公務のための旅行については、禁止行為から除外されています。(規程第3条第1項第8号) なお、職員がパック旅行に参加する場合、そのグループに利害関係者が含まれていることを集合当日に気付いたような場合は、禁止行為には当たりません。
4	○	職務として利害関係者を訪問した際、当該職務を円滑に進める上で必要であり、かつ、軽微又は問題のないと認められる程度の便宜の供与を受けることは認められています。ここで認められているものとしては、文房具などの事務用物品、ヘルメットや防護服の借用、電話やファックスの使用が挙げられます。(規程第3条第2項第3号)
5	×	職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けることは認められます。茶菓の提供は社会通念として認められる軽微な接遇であって、職務の公正な執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないことから禁止行為から除外されています。 「その他の会合」とは、会議又はこれに準じた集まりに限られず、職務として利害関係者に会うような場合も含まれます。(規程第3条第2項第5号)

6	×	<p>利害関係者から供応接待を受けることは禁止されています。ここでいう「供応接待」とは、供応(酒食を提供しもてなすこと)と接待(客をもてなすこと)の両方を含んでおり、「接待」については、温泉地等への旅行、ゴルフ等のスポーツ、映画・演劇の鑑賞への招待など、他人をもてなすことを目的として行われる行為全般これに該当します。(規程第3条第1項第6号)</p>
7	×	<p>利害関係者から供応接待を受けることは禁止されていますが(規程第3条第1項第6号)、伯父とは親族関係という私的な関係(職員の身分にかかわらない関係)があり、これまでどおり正月に伯父の家に宿泊し、おせち料理の振る舞いを受けたとしても、国民の疑惑や不信を招くおそれはないと考えられることから、認められます。(規程第4条第1項)</p>
8	○	<p>相手が利害関係者でない事業者等であっても、供応接待を繰り返し受けたり、高額な贈与を受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待等を受けることは、相手側が職員から何らかの見返りを受けることを期待してそのような行為を行っていることが疑われ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、禁止されています。(規程第5条第1項)</p>
9	○	<p>飲食物の料金などをその場に居合わせなかった者に支払わせること(いわゆる「つけ回し」)は、それが事業者等に対して行われる場合、職員としての権限を背景として行われることが多いことから、許容される場合の想定しがたい悪質な行為として、利害関係の有無を問わず禁止されています。(規程第5条第2項)</p>
10	×	<p>利害関係者と自己の費用を負担して(割り勘で)飲食する場合に、自己の飲食の費用が1万円を超えるときは、倫理監督官への事前の届出が必要となりますが、飲食の費用が予想に反して1万円を超えてしまった場合など、やむを得ない事情があるときは、事後において速やかに届出を行えば足りることとされています。(規程第8条)</p>